

規則等の案と定めた規則等の差異について
---------------------

**1 規則等の案の題名**

児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準の一部改正について（案）

**2 意見公募手続を実施した期間**

令和 5 年 6 月 12 日（月）から令和 5 年 7 月 12 日（水）まで

**3 定めた規則等の題名**

児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条 2 項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部を改正する告示（令和 6 年静岡市告示第 221 号）

**4 規則等の交付等年月日**

令和 6 年 4 月 1 日

**5 規則等の案と定めた規則等の差異**

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理由
1	負担額の適用について、3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日まで、第 2 子以降児童発達支援等の負担基準額については、0 円とする旨の記載を追加する。	第 2 子以降児童発達支援等の負担基準額を 0 円とすることにより、世帯の負担基準額が 0 円になる場合の記載を削除した。	負担基準額が 0 円になる場合はすべて「その他の障害児」でまとめることができるため。